

第5次勝央町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)策定業務
公募型プロポーザル実施要領

令和7年6月

勝 央 町

I 一般事項

1 趣 旨

本要領は、第5次勝央町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「実行計画」という。)の受注者の決定に当たり、豊富な経験と高い専門性を持ち、勝央町(以下「本町」という。)の脱炭素化に向けた計画策定に向けて実効性のある提案ができる最も適した者を選定するための公募型プロポーザルの実施に関して必要な事項を定める。

2 事業概要

国は2020年の「2050年カーボンニュートラル」宣言やパリ協定に定める目標などを踏まえ、2021年に「地球温暖化対策推進法」を改正するとともに、同年に「地球温暖化対策計画」を改定し、温室効果ガス排出量を2013年度比46%の削減を目指すことになった。さらに2025年2月18日に世界全体での1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す、新たな「地球温暖化対策計画」が閣議決定され、本町はその国の計画に基づいた実行計画を策定する。

3 業務の概要

- (1)業 務 名： 第5次勝央町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)策定業務
- (2)履行場所： 岡山県勝田郡勝央町 一円 地内
- (3)履行期間： 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (4)業務内容： 別紙仕様書のとおり
- (5)上 限 額： 3,017,300円(消費税込) ※事業提案における費用上限額

4 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者(以下「応募者」という。)は、次の全ての参加資格要件を満たす者とする。

- (1)参加表明書等により、募集要項の内容を十分に遂行できると認められる者
- (2)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していない者
- (3)2020年以降に地球温暖化対策実行計画策定・改定の履行を行った経験がある者
- (4)勝央町暴力団排除条例(平成23年勝央町条例第8号)に規定する暴力団等でない者
- (5)本件委託事業の受注までに、岡山県内に本社、支社、営業所等を有している者
- (6)令和7・8年度勝央町入札参加資格者名簿(物品・役務部門)に登録されている者
- (7)会社更生法(平成17年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされていない者

6 選定スケジュール

	日 程	項 目	方 法 等
1	令和7年6月20日(金)	公募開始	ホームページ
2	令和7年6月20日(金) ～6月26日(木)	質問書の受付	電子メール
3	令和7年7月7日(月) ～7月11日(金)	参加表明書等の受付	持参又は郵送
4	令和7年7月28日(月) ～8月4日(月)	企画提案書等の受付	持参又は郵送
5	令和7年8月8日(金) ※予定	プレゼンテーション審査	勝央町総合保健福祉センター 2階多目的ホール
6	令和7年8月中旬	審査結果の通知	郵送及びホームページ
7	令和7年8月下旬以降	委託契約締結	

7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに対して質問がある場合は、次のとおり質問を行うこと。

(1)提出方法：「プロポーザル質問書」(様式第2号)により電子メールで提出すること。

※メール件名は「プロポーザル質問・事業者名」とすること。

※メール送付後、必ず電話で送付した旨を伝え、着信確認すること。

(2)提出期限：令和7年6月26日(木) 午後3時(必着)

(3)提出先：IV 事務局に記載されたメールアドレス

(4)回答方法：令和7年7月2日(水)までに回答を勝央町ホームページに掲載する。

※本業務の受注候補者の決定において、公平性を保てないと判断される質問には回答せず公表しない場合もある。

8 参加表明書の提出

応募者は、次のとおり参加の意思表示を行うこと。

(1)提出書類

応募者は、次の提出書類をA4版縦長フラットファイルに綴じたものを、正本1部提出するものとする。

	書 類 の 名 称	書 式	備 考
1	公募型プロポーザル方式 参加表明書	様式第1号	
2	会社概要書	様式第3号	
3	業務履行実績調書	様式第4号	

(2)提出方法：持参又は郵送

※持参の場合は、午前9時から午後3時まで受付

※郵送の場合は、簡易書留、レターパック等記録に残る方法に限る

(3)提出期限： 令和7年7月11日(金) 午後3時(必着)

(4)提出先： IV 事務局に記載された住所

(5)参加資格要件の確認結果の通知：

7月中旬に提出書類により参加資格要件を確認し、結果について、郵便により通知する。

II 審査及び選定

1 企画提案書等の提出

参加資格要件を満たした応募者は、次のとおり企画提案を行うこと。

なお、本プロポーザルは、本業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、本要領及び仕様書において記載された事項については、貴社の業務遂行能力、経験及び実績等を踏まえた上で、必ず記載すること。

(1) 提出書類

応募者は、次の提出書類をA4版縦長フラットファイルに綴じたものを、正本1部及び複本8部提出するものとする。

	書類の名称	書式	備考
1	企画提案書	様式第5号	1部に代表者印を押印、その他の8部は写し
2	業務履行実績調書	様式第4号	
3	業務工程表	自由	A3用紙（片面印刷）で1枚、A4版に折り込み
4	見積書及び内訳書	自由	1部に代表者印を押印、その他の8部は写し 税額も記載すること

(2)提出方法： 持参又は郵送

※持参の場合は、午前9時から午後3時まで受付

※郵送の場合は、簡易書留、レターパック等記録に残る方法に限る。

また、提出書類を確認した時点を受付日時とする。

(2) 提出期限： 令和7年8月4日(月) 午後3時(必着)

(3) 提出先： IV 事務局に記載された住所

(4)留意点：

①提出は、1応募者につき1案とする。

②提出後の書類の追加や修正は、提出期限までの間に限り認める。

2 審査

本プロポーザルの審査は、以下の方法により審査委員会が行う。

(1)プロポーザル審査方法：

提出書類及びプレゼンテーションによる審査を実施し、優先交渉権者を選定する。

①審査日： 令和7年8月8日(金) ※予定

※各応募者の開始時間は、事前に別途通知する。

②会 場： 勝央町総合保健福祉センター 2 階多目的ホール

③審 査 順： 企画提案書等を提出した順（受付順）

④審査基準：

別表【審査基準表】の項目に関する各審査委員の評価結果に基づき 100 点満点で採点を行い、合計点が最も高い応募者を優先交渉権者に選定し、本業務委託契約に向けて交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、審査結果が次点の者と交渉を行う。

また、合計点が最も高い応募者が複数いる場合、審査委員の多数決によって優先交渉権者を決定する。

応募者が 1 者のみの場合、審査の結果において審査得点が総得点の 6 割以上である場合に委任候補者として選定する。

⑤実施方法：

ア 参加者 3 人以内とすること。

イ 時 間 提案内容の説明は 20 分以内とする。

ウ 備 品 パソコンを使用する場合は、参加者が用意すること。なお、プロジェクターが必要な場合は、事前に申し出ること。

⑥そ の 他：

ア 提案内容の説明は、本業務に従事する担当者が行うこと。

イ プレゼンテーションは非公開とする。

ウ プレゼンテーションは、事前に提出された書類を基に行うものとし、追加資料等の配布や追加の説明は認めない。

(2)審査結果

審査結果は、文書での通知及び勝央町ホームページに掲載する。

なお、審査の過程は非公開とし、審査結果に関する質疑には応じない。

Ⅲ その他

1 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。この場合において、失格となる応募者が優先交渉権者に決定されているときには、本町はその選定を取り消し、審査結果が次点の者を優先交渉権者に選定する。

(1)参加資格を満たさないことが判明した場合

(2)各提出書類について、期間内に提出がなかった場合

(3)書類等に虚偽の記載をし、又は重要事項を故意に記載しなかったことが判明した場合

(4)誤字又は脱字等により意思表示が不明確な場合

(5)正当な理由なくプレゼンテーションの開始時間に遅れた場合

(6)本要領に定めた手続以外の手法により、審査委員に直接又は間接を問わず連絡を求めた場合（審査の公平性を害する行為があった場合）

(7)選定結果に影響を与えるような不誠実な行為をした場合

(8)事業提案における費用上限額を超えた場合

(9)その他、本要領に違反した場合

2 その他

(1)参加表明書の提出後の辞退

提案を取り下げる場合は取下書(様式第6号)を提出すること。なお、取下書の提出があった場合でも、提出された企画提案書は返却しない。

(2)支払方法及び契約保証

勝央町契約規則(令和3年勝央町規則第13号)の規定によるものとする。

(3)費用負担

応募に関する書類の作成及び提出、提案等に係る全ての費用は、応募者の負担とする。

また、やむを得ない理由等により本プロポーザルを停止し、中止し、又は取り消す場合においても、それに要した費用を本町に請求することはできないものとする。

(4)提出書類の取扱い・著作権

①提出書類の著作権は、各応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。

②提出書類は、庁内及び提案審査で使用する場合に限り使用する。

(5)特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護されている第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。

(6)本町からの提供書類等の取扱い

本業務に当たって知り得た情報(本町が提供する資料・情報等含む。)は、目的外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。

(7)使用する言語等の規定

手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、計量単位は、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

(8)複数の応募者の構成員等になることの禁止

応募者は、他の応募者の構成員となることはできない。

IV 事務局(問合せ先及び提出先)

勝央町健康福祉部(担当:小淵、平田)

所在地 〒709-4334 勝央町平 242 番地 1

電 話 0868-38-7102

電子メール kankyouhoken@town.shoo.okayama.jp

【別表 審査基準表】

評価項目	評価基準	配点
企業・業務評価	①同類・類似業務の実績 ②人員配置、資格等の実施体制 ③現実的かつ具体的な業務工程	25
提案内容評価	①情報収集、現状分析、アンケート手法の提案 ②目的設定の提案 ③目標達成のための施策等の構成の提案 ④基礎情報の収集・現状分析 ⑤将来の温室効果ガス排出量の推計 ⑥将来のビジョン・シナリオ ⑦再エネの導入目標 ⑧計画全体の実現可能性 ⑨その他追加提案	65
見積評価	見積書及び積算内訳	10
配点合計		100